

「食品安全委員会の改善に向けて」（平成 21 年 3 月 26 日食品安全委員会決定）に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況

(平成 22 年 5 月末現在)

1. 食品健康影響評価に係る改善方策

1) 評価全般に関する改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 21 年度	平成 22 年度以降	
① 評価の迅速化			
○ 適切な資料が提供されるようガイドラインを整備するとともに、リスク管理機関との事前調整を徹底する。	- データ要求の基準の明確化のため、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物、食品添加物並びに器具・容器包装の評価ガイドラインの整備を進める。 - リスク管理機関との事前調整の徹底により、評価の迅速化に努める。	- ガイドラインを適切に運用し、必要に応じて見直しを行う。 - 引き続きリスク管理機関との事前調整を徹底する。	- 農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドラインの策定に向けた検討を開始した。 「添加物に関する食品健康影響評価指針」については、添加物専門調査会で調査審議の上、平成 22 年 5 月 27 日の第 333 回委員会において決定した。 - リスク管理機関との事前調整は「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に基づき実施している。
○ 複数の用途が存在する品目について、主たる用途の専門調査会での調査審議を中心とするなど、調査審議方法を改善する。	- 複数の用途が存在する品目について、 - 主たる用途の専門調査会における調査審議への一本化 - 専門調査会の合同開催等の審議方法を試行する。	引き続き調査審議方法の改善に努める。	- 動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途がある物質については、平成 21 年 6 月 11 日の第 289 回委員会での審議を経て、平成 21 年 10 月 1 日付けで専門調査会の所掌を見直し、肥料・飼料等専門調査会に一本化して実施することを決定した。 - 遺伝子組換え技術を用いた動物用医薬品であるワクチンについては、動物用医薬品専門調査会に、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員及び専門参考人の参画を得て審議を行った。 - 農薬であって農作物の腐敗・変敗の防止を目的として収穫後に添加物としても使用されるものについては、平成 22 年 5 月 20 日の第 332 回委員会において、農薬専門調査会で調査審議を行うことを決定した。

○ 明らかに評価が不要な案件や、委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件を整理する。	・ 明らかに評価が不要な案件等について考え方を整理し、順次委員会決定として明確化する。	・ 引き続き調査審議の効率化を図る。	・ 平成 21 年 3 月 19 日に開催された第 278 回委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、 ① 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて ② 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて を決定した。 ・ 平成 21 年 5 月 14 日に開催された第 285 回委員会会合において、農薬「エスプロカルブ」に上記取扱いを適用した。 ・ 平成 21 年 8 月 6 日の第 297 回委員会において、動物用医薬品「鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒 3 価生ワクチン(TAM))の再審査」及び「牛及び豚用インターフェロンアルファ経口投与剤」に上記取扱い②を適用した。 ・ 平成 21 年 10 月 8 日の第 304 回委員会において、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」を決定し、既に評価が終了した対象全ての評価要請に包括的に対応できるようにし、調査審議の一層の効率化を図った。なお、これに伴い上記①及び②を廃止した。 ・ 平成 21 年 10 月 15 日に開催の第 305 回委員会において、「カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について」及び平成 22 年 4 月 28 日に開催の第 330 回会合において「農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について」に上記決定を適用し、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号に該当するものとして厚生労働大臣
--	--	---------------------------	---

			し に通知した。)
○ 必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置する。	・該当する案件が生じた場合には適切に対応する。	・同左	- 平成 20 年度において、体細胞クローン家畜由来食品及びビスフェノール A 等について、専門調査会の下にワーキンググループを設置して、調査審議を行った。 - 平成 21 年度において、農薬「メトコナゾール」の評価に際し、農薬専門調査会に「発生毒性試験に関するワーキンググループ」を設置した。 - 食品及び器具・容器包装中の鉛の評価については、化学物質・汚染物質専門調査会の下に、鉛ワーキンググループを設置して、調査審議を行っている。
○ 各専門調査会の所掌に入れることが困難な特定の課題について、委員会の下にワーキンググループを設置する。	・該当する案件が生じた場合には適切に対応する。	・同左	平成 21 年 5 月 21 日に開催された第 286 回委員会会合において、「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価を実施するため設置した「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」における調査審議を経て、意見・情報の募集を行った。
② 評価方法等の見直し			
○ 可能な限り G L P に適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていく。	・データの妥当性の事前確認を徹底する。	・引き続き事前確認を徹底する。	- データの信頼性をより一層高めるため、データの妥当性の事前確認を引き続き徹底する。 - 特に、平成 22 年 5 月 20 日の第 332 回委員会で決定した「添加物に関する食品健康影響評価指針」においては、原則として GLP 対応施設等による信頼性が保証された試験結果の提出を要することとした。
○ 非公開で開催される専門調査会については、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努める。	・資料の十分な公開に努める。	・引き続き資料の十分な公開に努める。	企業の知的財産が開示されることにより、特定の者に不当な利益又は不利益がもたらされないよう配慮しながら、引き続き可能な範囲で透明性の確保に努めていく。
○ 国際的な評価手法も参考とし、評価ガイドラインの策定を着実に進める。	・農薬、動物用医薬品及び飼料添加物、食品添加物並びに器具・容器包装の評価ガイドラインの策定を着実に進める。	・ガイドラインを適切に運用し、必要に応じて見直しを行う。	- 国際的な評価手法を参考とし、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドラインの策定に向けた検討を開始した。 「添加物に関する食品健康影響評価指針」については、添加物専門調査会で調査審議を行い、意見・情報募集を経て、平成 22

			年 5 月 27 日の第 333 回委員会において決定した。
○ 専門調査会座長会を定期的開催し、横断的事項について評価指針を作成する。	・座長会を開催し、横断的な事項について評価指針の必要があれば策定に取り組む。	・引き続き座長会を開催し、認識の共有を進める。	・評価系専門調査会の座長会を平成 21 年 12 月 3 日(化学物質系分野)及び 12 月 4 日(生物系・新食品等分野)に開催し、ADI、TDI 算出のための安全係数の設定方法などの横断的事項について意見交換を行った。
中長期的取組			
① 過去の評価結果の見直し ○ 農薬や添加物等について、一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携して検討する。	・平成 21・22 年度：ポジティブリスト制度関連品目等の迅速な評価 ・平成 23 年度以降：ポジティブリスト制度の見直しも踏まえつつ、関係機関と協議		・引き続き、ポジティブリスト制度関連品目等の迅速な評価に努める。 ・カドミウムや農薬等、一度評価が終了している案件に関し、再度評価依頼があった際に新たな科学的知見があった場合には、過去の評価結果についての確認を行っている。
② 評価体制の強化・整備	〔6. 委員会運営全般に係る改善方策の「中長期的取組」に記載〕		
③ 審議状況や見通しの明確化 ○ 企業申請案件については、リスク管理機関と調整しつつ、タイムクロック制(標準的な事務処理期間)の導入を検討する。	・平成 21 年度：関係機関と協議を進め、企業申請品目についてタイムクロック制の導入 ・平成 22 年度：タイムクロックの遵守状況の管理と遵守率の向上への取組を推進 ・平成 23 年度：遵守状況を勘案し必要に応じて見直しを検討		・平成 21 年 7 月 16 日の第 294 回委員会において、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」を決定した。平成 22 年 1 月 1 日以降に委員会が要請事項の説明を受けた企業申請品目に係る評価案件を対象に施行(標準処理期間は 1 年)。

2) 自ら評価に関する改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 国民の意見をより反映するための改善			
○ 以下のとおり、自ら評価候補案件の募集方法の改善と選定プロセスの見直しを行う。			
a 自ら評価候補案件について、食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる。	・食品安全モニターに対する募集を試行的に行う。	・平成 21 年度の取組結果を踏まえ、募集対象の拡大を検討する。	・平成 20 年度から依頼している食品安全モニターに対し、平成 21 年度の自ら評価候補案件の募集を試行的に行った。 ・平成 22 年度の候補案件の募集対象の拡大について企画専門調査会で検討する。
b 選定基準を整備するとともに、必要に応じて、企画専門調査会の下にワーキンググループを設置し、候補案件の絞り込みを行う。	・企画専門調査会の調査審議までに選定基準を整備する。 ・必要に応じてWGを設置する。	・平成 21 年度の取組結果を踏まえ、必要に応じ選定基準の見直し等を行う。	・選定基準を整備し、平成 21 年 7 月 16 日の第 294 回会合において新たな選定基準を決定した。 ・平成 21 年度においては候補案件の数が多くなかったことから、WGを設置する必要はなかった。
c 関係者相互間における情報及び意見の交換については、候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。	・候補案件の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等適切な方法を選択し、関係者からの情報・意見の募集に努める。 ・意見交換会の実施に当たっては、対象者や規模、内容について多様な場を設定する。	・同左	・平成 20 年度及び平成 21 年度の自ら評価候補案件の選定に当たっては、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行い、意見・情報の募集結果を踏まえ、それぞれ第 278 回（平成 21 年 3 月 19 日）及び第 324 回（平成 22 年 3 月 18 日）の委員会会合において自ら評価案件を決定した。
② 緊急の案件に柔軟に対応するための改善			
○ 緊急の案件という特殊性を踏まえ、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施すること等、緊急時対応マニュアルの規定の見直しを行い、より迅速かつ柔軟に対応する。	・緊急時対応マニュアルの規定を見直す。	・対応状況を緊急時対応専門調査会において検証し、必要に応じてさらに見直しを行う。	・平成 21 年 12 月 15 日開催の緊急時対応専門調査会第 30 回会合において、緊急時対応マニュアルの見直しについて審議、了承された。
③ 審議の状況や見直しの明確化			

○ 以下のとおり、評価継続中の自ら評価案件の取扱いを検討する仕組みを導入する。			
a 自ら評価案件を調査審議している専門調査会は、年1回程度、その審議状況及び今後の見通しを食品安全委員会に報告する。 b 食品安全委員会は、aの報告を受けて、自ら評価案件の取扱いを決定する。	・自ら評価を実施しているプリオン専門調査会、微生物・ウイルス専門調査会、かび毒・自然毒等専門調査会及び化学物質・汚染物質専門調査会は、評価の進捗状況を委員会に報告する。	・自ら評価を実施している専門調査会は、評価の進捗状況を委員会に報告する。	・自ら評価を実施している各専門調査会で平成21年度末までの審議状況及び今後の見通しについて取りまとめ、委員会に報告する。
○ 専門調査会から食品安全委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも同様の報告を行う。	・委員会への報告に合わせて、企画専門調査会にも報告する。	・同左	・委員会に報告するとともに、平成22年度の企画専門調査会にも報告する。
中長期的取組	〔6. 委員会運営全般に係る改善方策の「中長期的取組」に記載〕		
○ 委員会が自ら評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を整備する。			

2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 監視機能等の改善 ○ 施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行い、必要に応じて報告を求めるなど適切な対応を行う。	・ 施策の実施状況に関する調査において、調査対象のうち、結果通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、施策の検討状況のフォローを行い、10 月の委員会会合に報告する。 ・ その状況を踏まえ、必要に応じて、リスク管理機関に報告を求めるなどの対応を行う。	・ 施策の実施状況に関する調査において、調査対象のうち、結果通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、施策の検討状況のフォローを行い、4 月及び 10 月の委員会会合に報告する。 ・ その状況を踏まえ、必要に応じて、リスク管理機関に報告を求めるなどの対応を行う。	・ リスク評価の結果に基づく施策の実施状況の調査時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目に関する検討状況のフォローを行い、平成 21 年 10 月 29 日の第 307 回及び平成 22 年 4 月 28 日の第 330 回食品安全委員会において、事務局からのその結果を報告した。 ・ 第 307 回食品安全委員会における指摘を踏まえ、リスク管理機関に対するヒアリングの実施など必要な対応を行うことにより、施策の検討状況をより詳細に把握し、第 309 回食品安全委員会（平成 21 年 11 月 12 日）において、事務局からその結果を報告した。また、第 330 回食品安全委員会における指摘を踏まえ、第 331 回食品安全委員会（平成 22 年 5 月 13 日）において、リスク管理機関から施策の実施状況について報告を受けた。
○ 評価書に留意事項を付す場合は、リスク管理機関へ通知する際の文書にその内容を明記する。	・ 該当する案件が生じた場合は適切に対応する。	・ 同左	・ 該当する案件が生じた場合は適切に対応する。
② 食品安全モニターの活動等の改善 ○ 事項を指定して食品安全モニターの意見を聴く機会を増やす。また、食品安全モニターからの報告を参考にして施策形成を行ったものについて、フィードバックを行う。	・ 自ら評価の案件候補の募集など、必要に応じて意見等の募集を行う。 ・ 施策の参考としたモニター報告の取りまとめを行い、5 月から 6 月にかけて行う食品安全モニター会議に配布する。	・ 平成 21 年度に試行的に行った自ら評価候補案件の募集を踏まえ、食品安全モニター全員に依頼する方向で検討する。	・ 平成 20 年度から依頼してる食品安全モニターに対し、平成 21 年度の自ら評価候補案件の募集を試行的に行った。（平成 21 年 4 月 21 日） ・ 施策の参考としたモニター報告の取りまとめを行い、平成 20 年度及び 21 年度食品安全モニター会議において配布した。
○ 地域における活動を支えるための情報提供に努めるとともに、リスク	・ 食品安全モニター会議等を活用して、リスクコミュニケーター育成	・ 食品安全モニターにファシリテーター等としての活躍の場	・ 食品安全モニター会議において、リスクコミュニケーター育成高度化事業を周知し、

コミュニケーション推進事業を活用して技術の向上等を図る。	高度化事業を周知し、受講を希望する食品安全モニターに技術向上の支援を行う。 - 平成 21 年 4 月から、食品安全モニターが行う地域への情報提供の現状（※）を踏まえ、食品安全モニターに対して食品安全委員会の発行する季刊誌を 3 部ずつ配布する。 ※ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する認識のギャップ等について」（平成 20 年 11 月実施） - 広報資料については、定期的に食品安全モニターに希望部数を聞く。 - 引き続き意見交換会等の開催に関する情報を提供する。	を設けるため、リスクコミュニケーション育成高度化事業の受講者を活用した意見交換会等を開催する。	平成 21 年度は 15 名が参加した。 - 食品安全モニターへ、季刊誌「食品安全」の 19 号、20 号、21 号、22 号を 3 部ずつ配布した。 - その際、「食品安全委員会発行印刷物の追加送付希望書」を同封して、食品安全委員会が発行するパンフレット等を紹介するとともに、食品安全モニターの希望する部数を送付している。 - 意見交換会等の開催に関する情報提供を適宜行っている。
○ これまでの活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。	- 平成 21 年度の食品安全モニター選考に当たって、食品安全に関する活動実績・活動目標等を考慮して、選考を行った。 - 平成 21 年度の選考を踏まえ、必要に応じて改善を行った上で、平成 22 年度も活動実績や活動目標等を考慮して選考を行う。	平成 21、22 年度の選考を踏まえ、対応方針を検討・決定する。	平成 21 年度及び 22 年度の食品安全モニター募集（235 名）に当たって、食品安全に関するこれまでの活動実績や今後の活動目標等を考慮して、選考を行った。
○ 食品安全モニター会議の運営について、会議の企画段階で、意見等を参考とすることにより、継続的な改善を図る。	平成 20 年度食品安全モニター会議後のアンケート等を参考に、食品安全モニター会議の内容や運営の改善を実施する。	前年度の食品安全モニター会議後のアンケート等を参考に、食品安全モニター会議の内容や運営を検討し、必要に応じて改善を図る。	- 平成 20 年度食品安全モニター会議後のアンケート結果等を参考に、平成 21 年度食品安全モニター会議において、 - 食品安全モニターが地域での日常生活を通じた食品安全に関する情報提供を行う資料として、講演資料の電子媒体の配布希望を聴取し、希望があった 153 名に配布済 - 食品安全モニター相互の自発的交流を促す目的で、会議開催地域ごとにモニターの名簿の作成・配布希望を聴取（希望のあった 243 名に配布済）

			など運営の改善を図った。 - 平成 21 年度食品安全モニター会議後のアンケート結果等を参考に、平成 22 年度食品安全モニター会議において、 - 食品安全委員会の取組等の理解をより促進するため、委員会が作成したDVDを上映すること - 食品安全モニター同士の交流を深めるため、会議出席者のプロフィールを取りまとめ手配布するとともに、予定時間を長くすること など運営の改善を図った。
③ 食の安全ダイアルの周知 ○ ホームページへの掲載やチラシの配布等の従来の取組に加えて、関係団体や消費者庁とも連携して、一層の周知に努める。	- 引き続きホームページへの掲載や意見交換会、各種育成講座開催時のチラシの配布等により周知を図る。 「3. 情報提供に係る改善方策 ② 関係機関・団体との連携の拡大」における取組に合わせ、関係団体に対して、当該団体傘下の会員団体も含めた周知を依頼する。	平成 21 年度取組結果を踏まえ、関係団体や消費者庁と連携して周知を図る。	- 平成 21 年 6 月 1 日の食品安全委員会の移転のお知らせを地方公共団体や関係団体等に行った際に、「食の安全ダイアル」についても併せて周知を図った。 - 栄養士会に対し、講師の派遣等について周知を図った際に、併せて食の安全ダイアルについても、傘下の会員団体も含め周知を依頼した。また、日本獣医師会雑誌 Vol.62 に、食品安全委員会からのお知らせを掲載していただき、当該団体の会員への周知が図られた。 - 平成 21 年 10 月 8 日の第 304 回食品安全委員会において、小泉委員長から「食の安全ダイアル」の紹介を行うとともに、傍聴者、マスコミ取材者等に対してチラシを配布し、改めて周知を図った。

3. 情報提供に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 分かりやすく、理解が深まる情報発信のための手法、内容の改善 ○ 消費者等の関心が高いものについては、評価内容の理解の助けとなる Q & A などの作成を行うとともに、	トップページにおける危害情報の掲載の際に、リスク管理機関からの情報や対応についてもリンクを	同左	「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果

リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を行う。

張って情報提供するほか、原因物質概要等の情報を提供する際にもリスク管理措置の概要を併せて情報提供するなど、分かりやすい情報発信を行う。

- （案）」に対する意見・情報の募集（平成 21 年 3 月 12 日～4 月 10 日）に際し、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、関連する専門用語の解説集や Q&A 集を添付し、理解を深めてもらう工夫をした。
- ・新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H 1 N 1）の発生に際し、同インフルエンザの概要や、豚肉を食べても安全である旨の委員長見解及び調理や食中毒予防上の留意点を説明した Q&A、さらに、リスク管理機関、国際機関等の関連ページへのリンク、国際機関等の作成した Q&A の仮訳等からなる情報提供ページを設け、新型インフルエンザについて分かりやすく、総合的に理解できるよう工夫をした（5 月 15 日）。
- ・腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒の発生に際し、調理上の留意点や予防のポイントを説明した情報提供ページを設けるとともに、リスク管理機関の情報提供ページにリンクを張ることにより、容易かつ総合的に理解できるよう対応した。（9 月 17 日）
- ・事業者による高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食用油等の販売自粛に際し、DAG についての解説とリスク評価の状況等を平易に説明した Q&A ページを作成し、情報提供を行った。（9 月 16 日）
- ・妊娠中の食生活において留意いただきたいことを簡便かつ平易に取りまとめた妊婦の方向けの情報提供ページをホームページに設けた。（11 月 26 日）
- ・高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食用油に関連する情報について Q&A の作成を行い、より分かりやすい情報提供を行った。（12 月 3 日）
- ・新型インフルエンザ（インフルエンザ A/H 1 N 1）に関する新たな情報を追加した。（平成 22 年 2 月 4 日）
- ・こんにゃく入りゼリー等食品による窒息事故に係るリスク評価の状況等について Q&A の作成、情報提供を行った。（3 月 25 日）
- ・腸管出血性大腸菌による食中毒の防止について、牛内臓や牛肉を食べる際の注意喚起を行うとともに、リスクファイルや食中毒の予防の関連ページにリンクを張るなどして理解を深めてもらうための工夫をした。（4 月 7 日）
- ・宮崎県における口蹄疫の発生に際し、口蹄

			疫にかかった家畜の肉を食べたり牛乳を飲んだりしても人体に影響がないとの情報提供を行うとともに関係機関のページへリンクを張ることにより、より一層理解を深めてもらうための工夫をした。(4月20日) ・DVD「気になる食品の安全性～みんなで学ぼうリスク分析～」 「食品安全の基礎知識クイズで学ぶリスク評価」「考えてみよう!! 食べ物の安全性～食品添加物や残留農薬について～」及び中学校技術・家庭用副読本「科学の目で見える食品安全」を作成するとともに、冊子「どうやって守るの? 食べ物の安全性」を改訂し、平成22年4月より教育現場等に配布している。
○ ホームページの掲載情報について、階層化を進めることにより、一般的情報から専門的情報に、必要に応じてリンクできるような構成への見直しを行う。	・平成22年3月から運用開始を予定している食品安全総合情報システムの構築に合わせ必要なシステム作りを行い、データベースシステムとホームページの役割分担による階層化等を実施する。	・平成21年3月から運用開始を予定している食品安全総合情報システムの運用を踏まえ、より使いやすい階層構成となるよう、必要に応じ随時可能な修正を行う。	・ホームページとデータベースシステム(食品安全総合情報システム)の役割分担による階層化やと操作性・利便性の高い検索技術の導入等によって、使いやすく理解しやすいホームページとなるよう、システム関係事業者との協議や画面構成等デザイン業者の選定作業を実施中。
○ プレスリリース、ホームページ・メールマガジン掲載情報等について、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現について工夫を行う。また、ロゴマークの使用などについて工夫する。	・平成20年度において先行実施した改善事項を継続して着実に実施する。	・前年度に引き続き改善事項を着実に実施するとともに、より分かりやすい情報提供の観点から、不断に検討を行い、必要に応じて更に改善を進める。	・平成20年度において、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、 ① プレスリリース文書について、文字フォント、ロゴマークの使用等の書式の定型化 ② メールマガジンについて、目次の簡略化、飾り文字・記号の簡略化、コンテンツの掲載順序の変更により、より見やすく読みやすい誌面とする工夫 ③ その他のホームページ掲載文書等について、当該文書の内容や特性を踏まえ、文書の作成主体をただちに感得できるよう、差し支えない場合にはロゴマークを定位置に付与することにより、改善した。 ・平成22年度においても、メールマガジンについて、目次を整理するなどしてより読みやすくするための改善を行った。
○ 季刊誌やDVDについて、読者・視聴者等からの要請や意見等を参考にして、必要に応じて改善を図るとともに、活用の場の拡大に努める。	・季刊誌については、配布先団体担当者及び読者アンケートの結果分析を踏まえ、必要に応じ、その内容や配布先等を改善する。	・季刊誌読者等へのアンケートを時宜に応じて実施し、当該アンケート結果の分析を行うことにより、内容や表現の改	・平成20年度において、季刊誌の配布先団体及び読者に対するアンケートを実施した。 ・配布先団体へのアンケート → 平成20年9月発行特別編集号

	・DVDの配布、貸出に際して行っているアンケート結果を踏まえ、必要に応じて改善を図る。 ・意見交換会やリスクコミュニケーション育成高度化事業においてDVDを使用し、活用場の拡大を図る。	善のために活用する。	・読者へのアンケート → 平成 21 年 1 月発行第 17 号 ・季刊誌について、これらのアンケートを踏まえて、 ① 平成 21 年 7 月発行の第 19 号より、見開きのリスク評価の特集記事において、統一感のあるより理解しやすい記事構成とするため、レイアウトの体裁等を標準化 ② 平成 21 年 10 月発行の第 20 号より、子ども向け特集ページにおいては従来に比べふりがなを増加することにより、改善を行った。 ・DVDの作成の際には、DVDの配布、貸出に際して行っているアンケート結果を踏まえ、必要に応じて改善を図る予定。 ・リスクコミュニケーション育成高度化事業の開始時におけるオリエンテーションで、DVDを活用している。
○ 全国食品安全連絡会議について、地方公共団体のニーズを踏まえ開催するとともに、地方公共団体や地域の取組を集約し、相互に活用できるよう、情報提供を行う。 また、会議テーマに応じて関係省庁に出席を求めるなど、関係省庁との情報の共有と連携の強化を図る。	・開催にあたっては、地方公共団体のニーズ等を把握するための調査を行う。 ・平成 21 年度に地方公共団体のニーズ等を踏まえて、テーマ等を設定し、以下の事項を検討する。 ① 情報提供の内容 ② 決定したテーマを踏まえ関係省庁に出席を依頼	・平成 21 年度の実施結果を踏まえ、必要に応じて改善を行う。	・平成 21 年度の全国食品安全連絡会議においては、事前にテーマ等についてニーズ等を把握するための調査を行い、それを踏まえてテーマや資料を検討した結果、 ・リスクコミュニケーション専門調査会専門委員の講演 ・食品安全委員会の新たな取組 ・子供を対象とした情報提供 ・消費者庁の取組紹介 をテーマとして会議を開催した。
② 関係機関・団体との連携の拡大 ○ 食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、基本的事項の周知、意見交換会、講師の派遣等によるきめ細かい連携を図る。	・食品安全分野のオピニオンリーダーのうち、 ・消費者団体、流通事業者団体等事業者・生産者団体、マスメディア関係者との間で継続的に懇談会を実施する。 ・栄養士会、医師会、獣医師会、薬剤師会、関係学会等に対して、講師の派遣等について周知を図る。	・同左	・平成 20 年度において、以下の団体及びマスメディア関係者との間で懇談会を実施した。 ・消費者団体（実施日：平成 20 年 7 月 31 日、10 月 23 日） ・食品産業団体（実施日：平成 21 年 2 月 9 日） ・マスメディア関係者（実施日：平成 20 年 4 月 16 日・17 日、7 月 23 日・28 日、平成 21 年 3 月 9 日） ・引き続き、平成 21 年度において、全国消費者団体連絡会との間で勉強会を実施した。 ・全国消費者団体連絡会（実施日：平成 21 年 7 月 23 日） ・マスメディア関係者（実施日：平成 21 年 6 月 23 日）

			・講師の派遣等についてチラシを作成し、周知を図った。平成 21 年度は、日本獣医師会、宮崎県栄養士会、日本食生活学会、日本環境変異原学会等の関係学会からの依頼を受け、講師の派遣を行った。 ・意見交換会等における情報提供として DVD を活用している。
○ マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会等を充実させ、情報共有と相互理解の促進を図る。	・特定のテーマを掲げ、マスメディア関係者との懇談会や勉強会等を実施する。	・同左	・平成 21 年 6 月 23 日「残留基準値のもつ意味合い～ADI、残留基準値と食品の安全性～」をテーマとして、マスメディア関係者との勉強会を実施した。 ・在京テレビ局の生活・食料番組制作担当者を往訪し、食品安全委員会の役割や番組制作にも有用と思われる「子どもを対象とした意見交換会」等を紹介し、意見交換を行った（平成 21 年 7 月）。
○ 関係団体の広報誌への記事の掲載の働きかけ等を行う。また、これらの団体が記事を掲載しやすいように、季刊誌などの原稿等を定期的に提供する。 さらに、これらの団体に対しメールマガジン読者登録の働きかけを積極的に行う。	・地方公共団体等関係団体に対し、季刊誌の発行時をとらえ、季刊誌掲載記事を電子データ等の利用しやすい形で定期的に送付するなど、これらの団体が広報誌等に掲載しやすい形で提供し、記事掲載の働きかけを行う。 ・幅広く関係団体に対し、メールマガジン読者登録の働きかけを行う。	・平成 21 年度の取組を継続して実施していくとともに、対象団体の拡大に努める。	・季刊誌第 19 号～第 22 号の発行の際に、地方公共団体に対して、広報誌等に利用しやすい子ども向け連載記事「キッズボックス」を電子データで情報提供するとともに、食品の安全性に関わる情報提供記事案を送付し、掲載の働きかけを行った（7 月、10 月、1 月及び 3 月）。 ・平成 21 年 6 月 1 日の食品安全委員会の移転のお知らせを地方公共団体や関係団体に行った際に、メールマガジンについても併せて周知を図った。 ・平成 21 年 9 月 17 日の第 302 回及び 10 月 15 日の第 305 回食品安全委員会において、小泉委員長から食品安全委員会メールマガジンの紹介を行うとともに、傍聴者、マスコミ取材者等に対してチラシを配布し、改めて周知と登録の呼びかけを行った。
○ 委員会から発信する重要な情報について、都道府県や保健所設置市等へ速やかに情報提供するとともに、都道府県から管内の市町村への情報提供を依頼するなど、地域住民への情報発信に資するよう努める。	・委員会から発信する重要な情報について、速やかに都道府県等へ情報提供する。 ・また、都道府県に対し、管内の市町村等の関係部局への情報提供について文書等で依頼する。	・引き続き、重要な情報を発信した際には、速やかに情報提供する。	・平成 21 年 4 月 27 日に「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況」について情報提供を行い、管内の市町村等への情報提供を併せて依頼した。 ・平成 21 年 5 月 11 日付で、地方公共団体の関係部局に対して、情報提供への協力をお願いするため、『「食品安全委員会から発信する重要な情報」に関する情報提供につい

			て（お願い）』の文書を発出し、その後、以下の情報を地方公共団体に提供した。 ・食品安全委員会委員の改選と委員長談話の発表（平成 21 年 7 月 1 日） ・新型インフルエンザに関する情報（10 月 21 日） ・こんにゃく入りゼリー等食品による窒息事故に係るリスク評価に関連する情報（平成 22 年 1 月 15 日） ・腸管出血性大腸菌による食中毒の防止（4 月 7 日） ・バーベキューによる食中毒を防ぐために（4 月 26 日）
③ 社会に発信されている不正確な情報への対応 ○ 科学的に誤っていることが明らかな情報等について、その社会的影響等を勘案し、必要に応じて、訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供するなどの対応を行う。	・科学的に誤っていることが明らかな情報等を把握した際は、必要に応じて、訂正を求めたり、関連する科学的な情報を提供する。	・同左	・体細胞クローン家畜由来食品のリスク評価に関する新聞社のインターネット配信記事中の事実誤認に関し、執筆者に対して口頭により事実関係の説明を行い、同配信記事の第 2 版以降、表現の訂正がなされた（平成 21 年 1 月）。 ・食品安全委員会委員の改選に関する複数の新聞報道中の事実誤認に関し、執筆者に対して口頭により事実関係の説明を行い、後日それぞれの掲載紙等において訂正記事が掲載、配信された（6 月、7 月）

4. リスクコミュニケーション（意見交換会等）に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善 ○ ガイドラインに沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、多様な場の設定を行う。 この場合、食の安全ダイヤルや食品安全モニターからの意見等を基に関心事項等を分析し、活動に反映させるとともに、対象に応じた分かりやすい資料の作成に努める。 また、開催結果について、分かりやすい情報提供に努める。	- サイエンスカフェや消費者団体との共催による意見交換会など多様な場を設定する。 - 提供する資料については、対象者にとって分かりやすいものとなるよう工夫する。 - 食の安全ダイヤルやモニターの声（何が知りたいか等）を分析し、リスクコミュニケーションに反映する。 - 開催結果について、参加できなかった方にも分かりやすい情報提供の方法について検討する。	- 引き続き、多様な場を設定し意見交換会等を開催する。 - 開催結果について、平成 21 年度の結果を踏まえて、分かりやすく取りまとめて、参加できなかった方へ情報提供する。	- リスクコミュニケーションを行う多様な場として、以下の意見交換会を企画・実施した。結果は資料とともにホームページへ掲載するとともに、メールマガジン、季刊誌「食品安全」に掲載する等により情報発信を行った。 ① 小規模で双方向性の高い意見交換会として、平成 21 年 5 月 26 日、平成 22 年 1 月 26 日にサイエンスカフェを、平成 21 年 6 月 26 日にトワイライトセミナーを実施した。 ② 人材育成講座の受講者が、ファシリテーター役として参加し、グループディスカッションにより参加者同士が話し合うことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会を、平成 21 年度は、8 月 11 日に広島市、9 月 8 日に愛知県・岡崎市、11 月 6 日に徳島県、12 月 1 日に大分県、平成 22 年 2 月 3 日に群馬県、2 月 19 日に和歌山県、3 月 9 日に兵庫県、3 月 17 日に岡山県と共催し、実施した。
② 地方公共団体等との連携 ○ 「「地方自治体との協力」における当面の取組方向」に掲げた以下の事項を推進する。			

a 基礎的知識を普及するための情報・資料の提供 地方公共団体等に対して分かりやすい啓発資料等の提供に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの方法等の最新の情報等を提供する。	・委員会が作成した講演資料や、地域活動に活用できるツール（DVD）を提供する。 ・育成講座の受講者を活用したリスクコミュニケーションを実施し、事例集として情報提供する。	・同左	・委員会が作成した講演資料やDVDについて、地域活動に活用できるようホームページに掲載し、必要に応じてスライドとして活用できるパワーポイントの形式で提供している。 ・平成21年11月27日の平成21年度全国食品安全連絡会議において、育成講座受講者を活用したリスクコミュニケーションの事例集を作成し配付した。
b 人材育成 コミュニケーションの基礎を理解しリスク評価に関する知識を有する人材を育成する。	・リスクコミュニケーター育成高度化事業を推進する。	・同左	・リスクコミュニケーター育成高度化事業において、関係者間の意思疎通を円滑に行わせる技術を学ぶファシリテーター型の講座を開催した。 平成21年7月15日：佐賀県 8月26日：愛媛県 8月28日：神奈川県 9月1日：滋賀県 10月14日：群馬県 10月23日：京都府 11月10日：広島県 11月19日：高知県 平成22年1月29日：岩手県 2月5日：富山県 2月10日：静岡県 ・リスクコミュニケーター育成高度化事業において、科学的知見に関する情報を分かりやすく説明する技術を学ぶインタープリター型の講座を開催した。 平成21年7月8日、9日：岡山県 10月8日、9日：石川県 10月29日、30日：兵庫県 12月3日、4日：北海道 平成22年1月14日、15日：埼玉県 1月21日、22日：長崎県 1月27日、28日：和歌山県 2月23日、24日：高知県
c リスクコミュニケーションの共催や情報の共有 地方自治体と共催で意見交換会等を実施する。	・引き続き、地方公共団体と連携した意見交換会を推進するとともに、育成講座受講者がその技術を実践活用するモデル的なリスクコミュニケーションを実施する。	・同左	・平成20年度に、育成講座受講者を活用したリスクコミュニケーションを栃木県、大分県、岡山県において、試行的に実施した。 ・平成21年度に、育成講座受講者がその技術を実践活用するリスクコミュニケーションを地方公共団体との共催により実施した。

			平成 21 年 8 月 11 日：広島県 9 月 8 日：愛知県・岡崎市 11 月 6 日：徳島県 12 月 1 日：大分県 平成 22 年 2 月 3 日：群馬県 2 月 19 日：和歌山県 3 月 9 日：兵庫県 3 月 17 日：岡山県
d リスク管理機関の地方組織との連携 地方自治体との連携とともに、リスク管理機関の地方組織との有機的な連携についても、検討する。	・リスク管理機関の地方組織（地方厚生局・地方農政局）と連携した意見交換会を実施する。	・同左	・平成 20 年 1 月 17 日に、関東農政局静岡農政事務所と連携して意見交換会を開催。 ・平成 21 年 10 月 7 日に、九州農政局福岡農政事務所と連携して意見交換会を開催。
③ リスクコミュニケーション推進事業の改善			
○ 人材の育成については、地方公共団体と連携して、意見交換を円滑に進めたり、科学的な情報を分かりやすく伝える能力の向上を図ることに重点を置き、以下の改善を推進する。			
a 受講者について、定期的に活動状況の把握や要望等の聴取を行い、受講者の活動をきめ細かくフォローする。	・引き続き、年度末に受講者等に対しアンケートを行う。 ・受講者から要望・意見を受け付ける連絡窓口を設ける。	・同左	・受講者の活動をフォローするために、受講者の要望を踏まえ、リスクコミュニケーター育成講座の資料について、受講者がスライドとして活用できるようパワーポイントの形式で配布した。 ・受講者の活動状況の把握や要望等の聴取のためのアンケートを実施する予定。 ・平成 22 年度中に、受講者から要望・意見を受け付ける連絡窓口を設置する予定。
b 受講者に委員会の活動に関する各種情報の提供を行う。また、地域活動に活用できるツールの開発と受講者への提供を行う。	・受講者の求めに応じて、委員会が作成した講演資料やDVDを、地域活動に活用できるツールとして提供する。	・同左	(a に記載)
c 地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進する。	・地方公共団体と連携して、育成講座の受講者を活用したリスクコミュニケーションを実施するとともに、消費者意識等について、受講者からのフィードバックを踏ま	・同左	(② c に記載)

	え、さらに意見交換会等に反映していく。		平成 21 年度のインタープリター育成講座の一環として、小規模で双方向性の高い意見交換会を模擬的に開催。出された意見を踏まえ、次回の意見交換会に反映している。
④ 意見・情報の募集の改善 ○ 国民の関心が高いと予想される事案について募集を行う場合には、評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど、評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。	・ 国民の関心が高いと予想される事案について、引き続き評価書の概要を提供するとともに、用語解説や Q & A、意見交換会など評価内容の理解を助ける情報の提供を行う。	・ 同左	・ 「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」に対する意見・情報の募集（平成 21 年 3 月 12 日～4 月 10 日）に際し、「食品安全委員会の改善に向けて」の先行実施として、関連する専門用語の解説集や Q & A 集を添付し、理解を深めていただく工夫を行った。 ・ 「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）」に対する意見・情報の募集（平成 21 年 5 月 14 日～6 月 12 日）に際し、意見交換会を行った。（福岡 6 月 3 日、東京 6 月 5 日） ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリー）に関する審議結果（案）」（自ら評価）に対する意見・情報の募集（平成 21 年 12 月 3 日～平成 22 年 1 月 1 日）に際し、意見交換会を行った。（大阪 12 月 15 日、東京 12 月 18 日） ・ 「体細胞クローン牛・豚由来食品」、「食中毒原因微生物カンピロバクターのリスク評価」、「遺伝子組換えパパイヤのリスク評価」及び「BSE が発生していない国を対象とした輸入牛肉、牛内臓のリスク評価」について、季刊誌「食品安全」の特集で紹介した。
○ 寄せられた意見等について、科学的に妥当なものは評価書等に反映させる。また、委員会活動の改善等に関する意見等は、実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画等に反映させる。	・ 科学的に妥当な意見については、引き続き評価書に反映させるとともに、委員会活動の改善等に関する意見については、事業の実施状況のフォローアップ等の中で検討するなど、事業計画や個別業務に	・ 同左	・ 科学的に妥当な意見は評価書に反映している。 ・ その他にも、より分かりやすい表現にするために書きぶりを変更するなど、様々な意見に対応している。 ・ 平成 22 年度運営計画案に寄せられた意見を

	反映させる。		反映させる。
⑤ 食育の推進等			
○ リスクコミュニケーションは、食育を推進する観点からも行っているが、特に以下に留意して推進する。			
a 地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。	・ 食品安全委員会の活動や食品の安全性に関する考え方などの理解を深めてもらうために、地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会等を実施する。	・ 同左	・ 地方公共団体と連携して、子どもを対象とした意見交換会を開催。 平成 21 年 7 月 23 日：徳島県 8 月 3 日：北海道 8 月 5 日：兵庫県 8 月 21 日：愛知県 8 月 25 日：岡山県 10 月 13 日：秋田県 10 月 20 日：文京区 10 月 31 日：岐阜県 11 月 5 日：岐阜県 11 月 28 日：愛知県岡崎市 12 月 1 日：岐阜県 平成 22 年 1 月 6 日：岩手県
b 訪問学習の受入れ、講師の派遣簡易な教材の作成等を行い、教育機関・関係団体等との連携を促進する。	・ 以下の事項について、周知を図る。 ・ 修学旅行生を含めた訪問学習の受入れ ・ 家庭科等の教員の研修講座（免許状更新講習）への講師派遣 ・ 栄養士、医師、獣医師、薬剤師などを育成する大学や短大への講師派遣 ・ 学校教育に関係する学会や各種学会の会合への講師派遣 ・ 上記を踏まえ、要請に応じて、講師を派遣する。	・ 平成 21 年度の周知を踏まえ、要請に応じ、講師の派遣等を行う。	・ 訪問学習、家庭科等の教員の免許状更新講習への講師派遣等について、案内を作成し、ホームページへ掲載した。（平成 21 年 4 月） ・ 平成 21 年 5 月 28 日、6 月 30 日、9 月 17 日に訪問学習の受入れを実施した。 ・ 平成 21 年度において、熊本大学、お茶の水女子大学、北海道大学、群馬大学、東京家政大学、和洋女子大学へ、家庭科教員の免許状更新講習へ講師の派遣を行った。 ・ 平成 21 年度において、女子栄養大学、和洋女子大学、北里大学からの依頼を受け、講師の派遣を行った。 ・ 平成 21 年度において、日本獣医師会、宮崎県栄養士会、日本食生活学会、日本環境変異原学会等の関係学会からの依頼を受け、講師の派遣を行った。 ・ 試行的に近隣数校の小中学校校長を往訪し、訪問学習の受入れ、講師派遣や子どもを対象とした意見交換会等、食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション活動について紹介するとともに、連携の可能性について意見交換を行った（平成 21 年 6 月～7 月）。

中長期的取組		
○ コミュニケーションに関連する大学との交流・人的連携を促進する。	・当面、コミュニケーションに係る大学と講師派遣等の連携を推進する。これを踏まえ、人的な連携の促進について検討する。	・平成 21 年 5 月 28 日にコミュニケーションに係る大学から講師を招き勉強会を実施した。

5. 緊急時対応に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 食品安全委員会の役割の明確化 ----- ○ 委員会は緊急時における役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁と効果的な連携を図る。 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時のマニュアルの見直しを行い、緊急時における適切な対応を図る。	・ 消費者庁の設置を踏まえ、関係府省と調整を行い、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」等の緊急時対応マニュアルの見直しを行う。	・ 対応状況を緊急時対応専門調査会で検証し、必要に応じて改善する。	・ 平成 20 年度に緊急時対応専門調査会において、「緊急事態等における情報提供について」を取りまとめた。 ・ 平成 21 年 12 月 15 日開催の緊急時対応専門調査会第 30 回会合において、緊急時対応マニュアルの見直しについて審議、了承された。
② 緊急時における情報発信のあり方 ----- ○ 緊急時には、科学的知見や委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。	・ 平成 20 年度に取りまとめた「緊急事態等における情報提供について」に基づき、緊急時における情報発信を適切に実施するとともに、その対応状況を緊急時対応専門調査会で検証し、必要に応じて改善する。	・ 同左	・ 平成 20 年度に緊急時対応専門調査会において、「緊急事態等における情報提供について」を取りまとめた。 ・ 事案の発生に際し、ホームページにより速やかに情報発信した（新型インフルエンザの発生事案に対する「委員長見解」、中国産豚肉加工品からのクレンプテロール検出事案に対するハザード概要シート、飲食店に出血性大腸菌 O157 食中毒の発生事案に対する食中毒予防等情報、宮崎県における口蹄疫の発生事案に対する委員会からのお知らせ等）。 ・ 平成 21 年 7 月 29 日開催の緊急時対応専門調査会第 29 回会合において、新型インフルエンザ発生時の対応等について検証した。 ・ 平成 21 年 7 月 29 日開催の緊急時対応専門調査会第 29 回会合から、「緊急時における情報提供の充実について」の検討を開始した。

6. 委員会運営全般に係る改善方策

1) 業務基盤に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 事務局体制の改善			
○ 以下のとおり、人事ローテーション等の改善を進めるとともに、職員 の能力向上の取組を支援する。			
a 人事ローテーションの長期化、 過去の在職経験者の上位ポストへ の配置を進める。	・ 漸次に改善が進むよう、職員の異 動に当たって出向元と調整する。	・ 同左	・ 漸次に改善が進むよう、職員の異動に当 たって出向元と調整している。
b 自己研鑽への職員の動機付けを 促すとともに、自己研鑽に励める 環境整備に努める。	・ 人事評価制度の施行に合わせて、 連携した運用を行う。 ・ 勉強会等を必要に応じて開催し、 職員の参加を促す。	・ 同左	・ 平成 21 年 10 月から導入された人事評価制 度により、職員の自己申告による業務目標 の設定及び評価が実施され、職員個々の業 務遂行の意識の高揚が図られた。 ・ 勉強会等を必要に応じて開催し、職員の参 加を促している。
○ 内閣府採用の職員の確保について は、当面、任期付職員制度の活用を 進める。	・ 任期付職員制度の活用に向けて、 情報収集を行う。	・ 平成 22 年度定員要求結果を 踏まえ、可能であれば任期付 職員を採用する。	・ 任期付職員制度の活用に向けて、引き続き 情報収集を行っている。
○ 必要な定員や技術参与の確保に努 める。	・ 平成 22 年度の機構・定員及び予 算について、必要な要求を行う。	・ 平成 23 年度の機構・定員及 び予算について、必要な要求 を行う。	・ 平成 22 年度定員及び予算において、定員 2 人、技術参与 3 人を増員した。
② 外部の専門家や研究機関等との連携 強化			
○ 以下のような外部専門家とのネッ トワーク作りを進める。			
a 専門家とのネットワーク作り(メ ーリングリストの作成など)	・ 専門家とのネットワークの基本ス キームの検討を行い、運用を開始 する。	・ 逐次ネットワーク作りを進め る。	・ これまで個別事案に協力していただいた外 部の専門家のリストの作成を行っている。
b 関係職域団体や学会等とのネッ	・ 主要な関係職域団体に対し、連携	・ 順次対象の拡大を図る。	・ 医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会に

トワーク作り	- の働きかけを行う。 ・連携の必要性が高く、事務局体制が整備されている学会に対して、連携の働きかけを行う。		- 対し、連携を働きかけるとともに、情報提供を行った。 ・獣医師会誌面に委員会のメルマガ会員募集や委員会の概要に関する記事が掲載された。
○ 委員会と類似業務を実施している他機関との人的連携について検討する。	・人的連携の可能性のある関係機関に関する情報収集を行う。	・人的連携の具体的方策を検討する。	・関係機関に関する情報収集を行う。
③ 研究機能の強化			
○ 必要な調査研究費の確保を図る。	・平成 22 年度予算において必要な要求を行う。	・平成 23 年度予算において必要な要求を行う。	・平成 22 年度予算概算要求において、研究委託に係る予算を拡充要求し、調査研究費を確保した。
○ これまで以上に多くの研究機関に対し、調査研究事業について周知し、応募者の範囲の拡大に努める。	・あらゆる機会を利用して、調査研究事業の周知を行う。	・同左	・平成 21 年度研究課題の募集時からポスターの作成配布等により幅広く公募の案内を実施して周知を図っている。 ・調査事業については、平成 22 年度より、入札公告の都度、説明会を開催して周知を図っている。
中長期的取組			・諸外国のリスク評価機関について過去に調査した際の資料の洗い出しを行った。
○ 委員会がリスク評価機関として独立性を保ち、かつ、主体的に業務を遂行していくため、事務局体制を強化する。	・平成 21・22 年度：諸外国のリスク評価機関の体制等の基礎的情報の収集と食品安全委員会の事務局体制の強化のあり方の検討 ・平成 23 年度以降：上記検討結果を踏まえ、食品安全委員会の事務局体制の強化・整備を推進		
○ 将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。	・当面、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討するとともに、情報交換等の連携を進める。 ・なお、独自の研究機関を持つこと等の検討は、上記事務局体制のあり方の中で検討する。		・国立医薬品食品衛生研究所（厚生労働省所管）と、専門委員を通じて食品安全情報の交換を行うなどの連携を図っている。

2) 運営に係る改善方策

改 善 方 策	改善方策を受けた取組工程		改善の進捗状況
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度以降	
① 消費者を始めとした関係者の意見等の反映			
○ 関係者の意見等を聴く機能を充実させるため、以下の取組を推進する。			
a 企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の調査審議の充実を図る。	【企画専門調査会】 - 企画専門調査会の調査審議時間（原則 3 時間）を確保する。 - 事後評価等を効果的に行えるように提出資料の改善に努める。 【リスクコミュニケーション専門調査会】 - 現在審議すべき事項となっている 5 項目を中心に議論するとともに、社会的な関心等を踏まえ、審議事項を検討していく。 - 消費者庁設置後は、基本的事項の整理を踏まえリスクコミュニケーション専門調査会の位置付けと審議内容を検討する。	【企画専門調査会】 - 同左 【リスクコミュニケーション専門調査会】 - 同左	【企画専門調査会】 - 消費者目線に立った委員会運営により一層努めていくとの観点から、企画専門調査会の消費者活動関係の専門委員を 1 名増員することとした。 - 第 30 回（平成 21 年 6 月 23 日）及び第 32 回（平成 21 年 12 月 17 日）の企画専門調査会において、事務局から「「食品安全委員会の改善に向けて」に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」を報告した。 【リスクコミュニケーション専門調査会】 - 消費者庁の設置に伴い、専門調査会運営規程の改正を行い、リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーションに関する事項について審議することとなった。 - 審議すべき事項となっていた項目については、平成 21 年 9 月に「食品安全委員会における情報提供の改善に向けた当面の取組方向について」及び「食育の現場におけるリスクコミュニケーションの充実に向けた食品安全委員会の取組方向について」を取りまとめ、同年 10 月 1 日の第 303 回食品安全委員会に報告した。
b 意見・情報の募集について、意見等をより出しやすくなるように改善に努める。	(4. の④に記載)	(4. の④に記載)	(4. の④に記載)
c 消費者庁と連携を密にし、消費者の視点も踏まえた委員会業務の運営に努める。	消費者庁設置後、連携のあり方を検討する。	引き続き、消費者庁との連携に努める。	食品行政に関する関係府省連絡会議、食品行政に関する関係府省連絡会議幹事会、リスクコミュニケーション担当者会議、食品

			リスク情報関係府省担当者会議、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議、食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議について、消費者庁設置後の対応について検討し、必要に応じて消費者庁が参加。
② 専門委員選任プロセスの透明性確保			
○ 委員会会合において、専門委員の選定方法等をより丁寧に説明する。	・平成 21 年 10 月の専門委員の改選に向けて、改選の考え方等についてより一層丁寧な説明を行う。	・平成 22 年 4 月の専門委員の改選に向けて、改選の考え方等についてより一層丁寧な説明を行う。	・平成 21 年 10 月の専門委員の改選の考え方について、専門委員の公募を行うこと、企画専門調査会の消費者活動関係の専門委員を 1 名増員すること等を新たに盛り込み内容を充実した上で、平成 21 年 6 月 11 日の第 289 回会合で説明を行った。平成 22 年 4 月の改選については、平成 22 年 4 月 1 日の第 326 回会合で説明を行った。
○ 専門委員の改選時のプレスリリースの際に、改選の考え方の周知に努める。	・専門委員の改選時のプレスリリースの際（10 月）に、改選の考え方の周知に努める。	・引き続き、改選の考え方の周知に努める。	・専門委員の改選（内閣総理大臣が任命）の考え方について、委員会会合において報告した。
③ 委員会活動の事後評価等の改善			
○ 運営計画の策定に当たって、達成すべき業務目標の水準を明確にするよう努力する。	・平成 22 年度の運営計画について、達成すべき業務目標の明確化に努める。	・平成 21 年度の運営計画の実施状況のフォローアップ結果等を踏まえ、平成 23 年度運営計画において更なる目標水準の明確化を図る。	・平成 22 年度の運営計画の策定に当たっては、数値化や期限の具体化が可能かを探るなど業務目標の明確化に努めた。
○ 業務管理をより一層充実させる。また、その業務管理状況を企画専門調査会における業務状況のフォローアップ等の際に調査審議し、業務の継続的改善に努める。	・「食品安全委員会の改善に向けて」の実施状況を管理し、企画専門調査会において改善状況のフォローを行う。	・同左	・平成 21 年 4 月 30 日の第 284 回委員会会合において、事務局から「「食品安全委員会の改善に向けて」に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」を報告した。 ・第 30 回（平成 21 年 6 月 23 日）及び第 32 回（平成 21 年 12 月 17 日）の企画専門調査会において、事務局から「「食品安全委員会の改善に向けて」に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」を報告した。
○ 企画専門調査会におけるフォローアップの実施方法等について逐次改善を行う。	・企画専門調査会専門委員の意見を聴きながら、逐次改善を進める。 ・特に、平成 21 年度においては、「食品安全委員会の改善に向けて」が着実に実施されているか、企画専門調査会において重点的にフォロ	・同左	・第 30 回（平成 21 年 6 月 23 日）及び第 32 回（平成 21 年 12 月 17 日）の企画専門調査会において、事務局から「「食品安全委員会の改善に向けて」に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」を報告した。

	一を行う。		
④ 専門調査会における調査審議の改善			
○ 専門委員改選時の説明資料について一層の充実を図り、専門委員に対し十分な説明を行う。	・専門委員の改選時の説明資料の充実を図るとともに、専門委員に対し十分な説明を行う。	・同左	・従来より、専門委員の役割や、専門委員として必要な基本的知識をまとめた関係資料を作成し、説明を行っているところであるが、更に、食品安全行政の枠組みであるリスク分析の枠組み等についての資料を加えるなど、説明資料の充実を図り平成 21 年 10 月及び平成 22 年 4 月の改選後、第 1 回目の専門調査会等において、専門委員に対し説明を行った。
○ 定期的に専門調査会座長会を開催する。	・平成 21 年 11 月～12 月を目途に、座長会を開催する。	・平成 21 年度の結果を踏まえ、座長会の開催時期を検討した上、年 1 回以上、座長会を開催する。	・評価系専門調査会の座長会を平成 21 年 12 月 3 日(化学物質系分野)及び 12 月 4 日(生物系・新食品等分野)に開催し、ADI、TDI 算出のための安全係数の設定方法などの横断的事項について意見交換を行った。
○ 特に、リスク評価に関しては、ガイドラインの策定、専門調査会座長会の開催により、分野間の整合の確保及び評価レベルの向上を図る。	・農薬、動物用医薬品及び飼料添加物、食品添加物並びに器具・容器包装の評価ガイドラインの策定を着実に進める。 ・座長会を開催し、横断的な事項について評価指針の必要があれば策定に取り組む。	・ガイドラインを適切に運用し、必要に応じて見直しを行う。 ・引き続き座長会を開催し、認識の共有を進める。	・農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドラインの策定に向けた検討を開始した。 ・「添加物に関する食品健康影響評価指針」については、添加物専門調査会で調査審議の上、平成 22 年 5 月 27 日の第 333 回委員会において決定した。 ・評価系専門調査会の横断的事項について意見交換を行う座長会を開催する。 ・化学物質系分野及び生物系・新食品等分野の座長会を、それぞれ平成 21 年 12 月 3 日、12 月 4 日に開催した。
○ 各専門調査の運営のあり方については、定期的に各専門委員から意見等を聴取する機会を設け、継続的な改善に努める。	・各専門調査会において、専門委員から意見等を聴取する機会を設ける。	・同左	・企画専門調査会においては、「食品安全委員会の運営計画」についての審議を通じて、専門委員の意見等を聴取する機会が設けられている。 ・リスコミ専門調査会においては、平成 21 年 11 月 11 日第 47 回会合で、今後の進め方について検討を行った。 ・緊急時対応専門調査会においては、平成 21 年 3 月 24 日開催の第 28 回会合で、平成 21 年度緊急時対応専門調査会の進め方について審議した。 ・評価系専門調査会においては、必要に応じて、運営のあり方等について意見を伺っている。

			・評価系専門調査会の横断的事項について意見交換を行う座長会を開催する。
--	--	--	-------------------------------------